# ワインの認証基準

### (適用の範囲)

**第1** この基準は、栃木県内で生産された農産物を主原料として、県内で製造した「ワイン」について適用する。

#### (定義)

第2 この基準において「ワイン」とは、「酒税法」(昭和28年2月28日法律第6号)に定める果実 酒類に適合しているものであること。

#### (品質及び品質表示)

第3 ワインの品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準及び「酒税法」(昭和28年2月28日法律第6号)の表示基準等、酒類の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

|   | [ | ヹ 分    | 基準                            |
|---|---|--------|-------------------------------|
|   |   | 食品添加物以 | 1 使用する果実は、栃木県内で生産されたものであること。  |
|   | 原 | 外の原材料  | 2 ぶどう糖、しょ糖、若しくは果糖ぶどう糖液糖。      |
|   | 材 |        |                               |
| 質 | 料 | 食品添加物  | 酸化防止剤(亜硫酸塩)以外の食品添加物は使用していないこと |

## (関係法令の遵守)

第4 ワインの製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

## 附則

- この基準は、平成16年 4月 1日から適用する。
- この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。
- この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。